

保険料の計算例(例2)

夫の年金収入は212万円であることから、公的年金控除(この場合120万円)後の所得は92万円。さらに公的年金の場合、15万円の控除があることから、軽減判定の対象となる所得は77万円。妻の所得は0円。

世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額は
計算式: 夫(世帯主)の所得(77万円) + 妻の所得(0円) = 77万円
よって、

軽減割合	判定	軽減
7.75割軽減	77万円 > 基礎控除額(33万円)	×
5割軽減	77万円 ≤ 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × 2人	○
2割軽減	77万円 ≤ 基礎控除額(33万円) + 52万円 × 2人	○

となり、
均等割額の5割軽減となります。